



鳥取県公報

令和5年5月23日（火）
第9500号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（271）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（272）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	肥料の登録（273）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2
	肥料の登録の失効（274）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	特定計量器の定期検査の実施（275）（〃）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（4件）（デジタル改革推進課）・・・・・・・・・・ 4
	随意契約の相手方の決定（物品契約課）・・・・・・・・・・ 5
	随意契約の相手方の決定（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 6
	落札者の決定（物品契約課）・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たもと内科・消化器クリニック	米子市日原字穴田61-1	令和5年5月1日
しのめ診療所	米子市東町138	〃

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目80-1	COOP訪問看護ステーションなないろサテライト弓ヶ浜	米子市富益町1223-3	令和5年4月1日

鳥取県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町大字智頭1875	ほのぼのホームヘルパーステーション	八頭郡智頭町大字智頭1875	訪問入浴介護	令和5年4月25日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町大字智頭1875	ほのぼのホームヘルパーステーション	八頭郡智頭町大字智頭1875	介護予防訪問入浴介護	令和5年4月25日

鳥取県告示第273号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録

したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称 及び住所	登録年月日
鳥 取 県 第568号	甲殻類質肥 料粉末	ベイシン印純 正カニガラ8 号	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0	該当なし	ベイシン貿易株 式会社 東京都中央区日 本橋三丁目1ー 2	令和5年5月10日

鳥取県告示第274号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称 及び住所	失効年月日
鳥 取 県 第559号	甲殻類質肥 料粉末	ベイシン印純 正カニガラ8 号	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0	含有が許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	ベイシン貿易株 式会社 東京都中央区日 本橋三丁目1ー 2	令和5年2月24日
鳥 取 県 第560号	〃	ベイシン印純 正カニガラ9 号	窒素全量 5.0 りん酸全量 3.0	〃	〃	〃

鳥取県告示第275号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡北栄町	令和5年7月4日（火）	午後1時から午後3時 まで	東伯郡北栄町田井7ー1 北条農村環境改善センター
〃	令和5年7月7日（金）	午前11時から午後3時 まで	東伯郡北栄町由良宿423ー1 大栄農村環境改善センター
東伯郡琴浦町	令和5年7月11日（火）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万591ー2 琴浦町役場本庁舎
〃	令和5年7月14日（金）	〃	〃
〃	令和5年7月21日（金）	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕1140ー1 琴浦町役場分庁舎

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取情報ハイウェイ管理運営業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和5年3月16日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 77,176,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県クラウドサーバサービス調達業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和5年3月16日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 149,456,760円（項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であり、消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 令和5年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウドサービス提供業務 一式 |
|------------|--------------------------------------|

- | | |
|--------------------|--|
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和5年3月16日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 第2期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド共同企業体
岡山県岡山市北区大内田675 |
| 5 契 約 金 額 | 71,280,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課
鳥取市東町一丁目220 |

 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和5年3月28日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 256,080,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課
鳥取市東町一丁目220 |

 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|-------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 令和5年度航空燃料（ジェットA-1）等 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和5年3月28日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 永瀬石油株式会社
米子市尾高町47 |
| 5 契 約 金 額 | (1) 航空燃料
ア 航空燃料 1リットル当たり152円
イ ドラム缶入り航空燃料 1リットル当たり202円
(2) 時間外給油業務手数料 |

- ア 午前5時から午前5時59分まで及び午後7時から午後10時59分まで 1
回当たり2,500円
- イ 午後11時から翌日午前4時59分まで 1回当たり3,250円
- (3) 時間外給油業務手数料 ((2)のほかANAの減便により営業時間の短縮
が行われた場合の当該短縮された時間内の業務に係る手数料) 午前6時か
ら午前7時59分まで及び午後5時30分から午後6時59分まで 1回当たり
1,500円
- 6 随意契約による理由 特許権等の排他的権利に係る物品等又は特定役務の調達をするものであり、当
該調達の相手方が特定されるため。(政令第11条第1項第1号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成
7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院で使用する電気の供給
予定使用電力量 令和5年度 12,671,432キロワット時
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定
した日 令和5年3月14日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 中国電力株式会社鳥取統括セールスセンター
鳥取市新品治町1-2
- 5 契約金額 基本料金 1キロワット当たり1,842.5円(消費税及び地方消費税の額を含
む。)
電力量料金(夏季) 28.01円キロワット時(消費税及び地方消費税の額を含
む。)
電力量料金(その他季) 26.81円キロワット時(消費税及び地方消費税の額を
含む。)
- 6 随意契約による理由 緊急の必要により競争入札に付することができないため。(地方公営企業法施
行令第21条の14第1項第5号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局総務課
及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 再生紙(PPC)用紙A3ほか
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和5年3月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 山野商事株式会社
鳥取市商栄町160-4
- 5 落札金額 再生紙(PPC)用紙A3 1箱当たり2,640円(消費税及び地方消費税の額を
含む。)

再生紙（PPC）用紙A4 1箱当たり2,158円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

再生紙（PPC）用紙B4 1箱当たり3,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

再生紙（PPC）用紙B5 1箱当たり1,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 6 入札公告日 | 令和5年1月27日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |